（一）　第403號　（昭和27年9月25日第三種郵便物認可）　THE MIIKE　（毎週日曜日発行）　昭和30年（1955）10月23日（日）

◎この機關紙は大牟田地區勞組共同編集です

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町
電話3033番
炭電 528 474 番

編集兼発行人　山本勝實
三鉱労組印刷工場

三鉱労組
機関紙

## 書記局便り

十八日　戦術委員会
十九日　中央委員会
二十日　炭労大会対策
廿一日　団体交渉
〃　地方労働委員会
廿二日　団体交渉

# 高まる秋季年末斗争

## 共闘態勢なる
## 三万六千の足並揃う

石炭合理化法の強行、労働基準法の改悪等の立法措置による弾壓と、賃金ストップ並びに、首切りを資本家は狙つている。従つて我々は「デフレ下でも賃上げは不可能である」という考え方を、地域や職場の一人〱に徹底させ、その闘いの中で地公労の闘いを理解し、更に首切法案を突き返す闘いを組織しなければならぬ。

### 〃行政機構改革反対、合理化反対〃を二つの柱として

十月十三日、県総評は評議員会を招集、秋季年末闘争方針と一般活動計画を審議、生産性向上運動や新生活運動に名をかる労働強化や賃下げ、首切りの嵐は吹きまくりさらに労基法、公務員制度改悪等勤労大衆の弾圧が露骨化して来ている。このような情勢のなかで、炭労の企業整備反対闘争、ならびに来る十月県議会を目途に盛りあがる地公労の昇給等の完全実施の要求、全駐労の失業反対闘争、この三つの柱を中心に、各単産の要求をつなぎ、果敢な対県闘争を組織することを決定。

十月十五日、大地評は、大牟田の労働情勢と県総評々議員会の結論を勘案し、第一回共同闘争委員会をもつて、各単産の闘争情勢状況を検討した結果、闘争の性格と時間的長期にわたる三鉱の長期計画に対する反対闘争と、地公労の行政機構改革反対ならびに定期昇給完全実施の闘いを二本の柱として他単産の期末、越年要求を逐次まき込んで、雪だるま式共闘を組んで行くことを決定、それがため相互交換態勢を強化すると共に、共闘デスクの発行、ビラの発行等を決定、さらに地域共闘の役割をもつ革新商店連盟や、農民団体への情宣対策を決定。

十月十八日には、さらに産業別代表者会議を、合化労連九州地方事務局長田局長、全鉱九州地方本部近藤委員長、地公労として杉書記次長、炭労として三鉱山田教宣部長並びに合化労関西オルグ加藤氏が参加、大地評において開催、各産業別の闘争を検討し、次々に開かれる中央大会において縦、横のかなめをきつちり固めた闘争が組めるよう努力することを決定した。

## 期末一時金
### 三染労組

総額二億四千万円（組合員一人三万八千円）を三十一日回答期限で二十日企業内連名で要求した。

同上期は生産予算を、三億円も突破し、更に下期（十月以降）は飛躍的な増産が計画されている。

これに対し会社は、所長が社宅に一戸々々菓子一袋づつを手みやげにオルグし、更に課長、係長も引続き所属組合員宅を訪問し、組合員の盛り上りをおさえようとしている。組合も代議員を動員し、社宅の秋季懇談会を深夜まで行つている。

## 人員問題 会社側の 最終態度を明確にせよ
### 三鉱連實力行使準備指令發す

三井鉱山長期計画（十年間にわたつて自然減耗を待ち、個人能率を一カ月十三トンから十八トンに引上げるという骨子であり、当面の問題として美唄鉱業所の深部採掘を放棄し、五五二名に及ぶ余剰人員を芦別鉱業所に配転、そのほか山野鉱業所小舟鉱の廃山、田川鉱業所伊加里竪坑の完成により集約採炭を行うため斜坑その他の配転を行わんとするもの。）闘争について、中央ではすでに二十数回の団体交渉をもち、会社の同計画に現われた経営に対する独善的な態度を鋭く追及しているが、十八日の団交へき頭、会社側から前日協議の結論を次の通り発表した。

一、現況でも賃金支払に精一ぱいである。当分人員補充は考えられない。

二、職種配転は保安生産などに直接関係のない業種から行いたい

三、会社の現況を諒解して協力をいたゞきたい……と発言。

組合側は、これに対して、

一、現在の人員から職種配転を可能とするほどの人員余裕は各山ともない。

二、長期計画そのものについても各部課が絶対自信があるとは証明されてはいない。むしろ一年毎でも計画実績がどのようになつているかを見たいと表明している。それにもかゝわらず、そのような長期計画に始めから無補充を前提とする人員計画には同意できない。無補充方針を撤回せよ。

三、四十三億の赤字償却や今後の企業好転のため長期計画を出したことは判るが、企業危機突破のため人員無補充にウエイトをおき、われ等にのみシワ寄せをする長期計画方針は全く独善方針である。

以上の組合の態度を表明し、論議をすゝめたが、全く意見は対立状態となり、これ以上論議をすゝめても時間的に無駄であるとの見地から、組合側は次のような勧告を発した。

一、会社があくまで人員計画に自己の主張を強調するならば、組合は長期計画そのものに反対する。

二、将来における労働条件が、完全補償のない長期計画に、始めより人員無補充を承認していることは組合の基本的問題として絶対容認できない。「特殊配転などは今度の具体的団交事項であるのに今こゝで職種配転原則諒解という訳には行かない」

三、組合の主張を認めるか否かにこの団交の生命がかゝつているので会社の最後的態度表明を求める。

以上に対し、会社は若干の時間的余裕を求め、別室で会社側の意見調整を行つたが結論出ず、再開されて団交でさらに一日間の検討期間を会社は要望してきた。

組合はこれに対し、会社が検討しても従来より何等進展しない態度を再び主張するような結論しか出ないのであれば承服できない。組合主張を充分活かすための検討期間であれば組合は承認すると発言会社側はその点を含めて論議することを確約し、十八日の団交を終つた。

なお、中闘は会社側のこの不誠意きわまる「遅延策」を憂然と待つわけにはいかない。従つて予想される会社側の不そんな態度に対して「中央交渉の結果に備え、各山の闘争態勢を緊急に確立し、二十二日以降いかなる実力行使にも即応できる措置を実施せよ」と実力行使準備に関する指令を発した。

三鉱労組では、十二日長期計画問題で団体交渉を申入れていたが、二十一日午後二時十分から三池鉱業所第一会議室で山元長期計画第一回団交を開いた。

まず、双方からメンバー交換、組合側＝河野書記長ほか二十名、会社側＝佐藤所長ほか四十名）を行い、続いて河野書記長より、①自然減耗対策 ②山元機械整備 ③保安対策 ④福利厚生関係の恒久対策／の四項目に、⑤浮上式試すいヤグラ事故の件を追加し、提案趣旨や要求項目①～③⑤と質問事項④に分けて説明し、簡単な質疑応答の后、二十二日午前十時から具体的な内容の質疑に入ることになり、第一回の団交を終つた。

主張

## 共闘を組むに當つて

一、

再軍備強行をうしろにかくして國際収支の好轉を表看板に実施して来たデフレ政策は、一應目的を達した。だが、その反面中小企業は整理され、資本の集中は進み、それにともなつて失業者は町にヘンランし、ニコヨンになれば何とか喰えるなどという甘い考え方はいまでは通用しなくなり、ニコヨンのアブレ数も急増している。

これをテコとして労働者の収奪は一層強まり、現在働いている労働者の賃金も、昨年末までの〃賃金ストップ政策〃から、事実上〃切り下げ政策〃えと轉換された。

それは生産性向上運動でもうかがえる。即ち、「生産性本部」の發足によつて、生産増強運動に名をかりる労働強化が公然と強化されようとしている。

二、

このような労働環境下で、吾々は色々の要求をもつて闘いを進めねばならぬ。

期末手当闘争や越年闘争もあり又賃上げ闘争もあろうが、これらの闘争の中で、吾々が常に念頭におかねばならぬ問題は、労働強化を伴う問題と首切りに繋る問題である。これ等とはそれが如何様な条件であろうとも徹底的に闘わねばならぬということである。この二つの問題ではあらゆる産業の労働者も、共同の問題として、共闘が出来る問題であり。反面、あらゆる経営者がこの二つの問題は常に準備している問題であり、彼等がそれだけ協同して、政府を動かし、立法化し、法制化する問題である。

労働運動は今後益々きびしくなつてくるだろうし、一単産による企業別闘争というのは段々不可能になつてくるだろう。

そこで吾々は本次闘争に当つて各人が各人の要求を持ち寄つて、話し合う機会を作ることゝと、それが組織化されるよう推進する。この組織は地域であり、家族である。これが雪ダルマ式に大きく擴大して行つてこそ、強靭な巾廣い共同闘争が出来あがる。勿論こゝに至るまでには、縦の強力な産業別統一闘争が組織されねばならないことは當然ではあるが……

三、

更に大地評としては、各闘争が何等第三者のセイチューを受くることなく出来得る環境を作らねばならぬ。ストを打つて町や村の人達が悪く云わない環境、労働者の権利を充分認識して呉れる環境。

しかし第一項に於て述べた如く現在の環境下ではそれは非常に困難である。然し乍ら、さきに結成を見た革新商店連盟、税制改革協議会やスワ川流域の耕作組合、或は酪農組合等の中小企業や農民の同盟團体と手を握り、之等の據点を通じて、農民並に中小企業と手をとり合つて、一切の彈壓の根源をなす政策の變更を迫らねばならぬ。

## 單一より企業別へ逆行する電産労組の訴え

戦後労働運動史上に、輝ける伝統と実績を収めた電産労組は、先の電気事業の全国九分断以来、廿七年の賃金争議を頂点として、電産単一組織を離脱し、企業別優位を称え逐に十二月中旬中部地方の戦列離脱に始まり、関東、関西と企業別組織が結成され、全国組織としての電産中央本部とは別個に全国電力労働組合連合会（略称、電労連）を組織した。その結果は、廿八年、廿九年に至り単一組織の主軸としては九州を中心とし東北北海道を始めとして関西、関東の一部により組織の維持強化と賃金闘争を進めて来た。

九州に於ける組織脱退の動きは、廿七年末は本質闘争に端を発し、先づ戸畑発電所で係長グループ十三名の第二組合の旗上げに始まり、その後全九州的に係長を主体として廿九年に至り約三千名、電産八千名の組織力に分裂した。

わが電産としては、特にこれら係長グループの戦列復帰を希求すると共に、凡ゆる闘いと場所をとらえ共闘を呼びかけてその解決のため統一の実現に努力したが、その成果揚らず統一の至難を身をもつて感じた。

ときあたかも日経連政策の一環である賃金合理化は、如何にして組合に職階給賃金を呑ませるかの気構えにあり、全国的に未だ電産賃金を維持している組合に対して約一億円の金が組織分裂、企業別組織結成のテコ入れ金として使われたと聞き及んでいる。

潤分会でこれを見るとき係長グループを中心とした九電労潤分会三〇〇名を抱え、職階給打破を目途にした賃金闘争と一方組織再統一に努力したが、爾来全九州的に組織化された統一連絡協議会の有志グループの率直なる統一推進に対して分会機関としても種々討議の結果、企業別組織移行により統一実現を期し得るならば企業別組織移行も止むなしと決定しその体勢をととのえた段階に来た時、全く予期しなかつた事態が発生した

それは統一運協が突如、九月中旬一片の声明書を最後に解散したことである。その結果、組織再統一気運は全く遠のき、逐に職制の圧迫のもとに組織の脱落は旬日を経ずして電産三七〇名、電労六八〇名と激減した。

この組織変動で賃金闘争の主体は電労組合に移行し、あれ程批判を加えていた職階給は必然的にその決定要因を占め、電産としては自ら条件闘争突入の止むなきに至り、まがりなりにも賃審中の数項の合理化強力の条項撤回により本質闘争五、九%（九五〇円）の定昇源資により終結した

我々はこのような急激な組織変動が何故行われたかについて種々批判と組織防衛に全力を擧げたがその成果は期待し得なかつた我々は省みて次の様に自己批判を行つている

①統一のための情勢分析が安易であつた。②末だ機関闘争を克服し得ず大衆闘争の組織化が不十分であつた ③「職階給賃金にはあくまで絶対反対である」の基本的立を明確にし組織の速かなる統一に努力する。

我々は今迄の温床的労組の弱さと、指導性の缺陥を率直に反省し、大衆の利益擁護のため同一層の闘いを進めると共に、一日も早くかつての輝ける電産労組として直ちに戦列に復帰し階級闘争に進む覚悟である。諸単産同志の今後共の御批判と御指導を切に訴えるものである。

文責　上野昭二

## 總會で最後的決定
### ＝合成労組＝

三合労組では、二十一日労働会館において組合員総会を開催し、先日来より職場、各級機関と討議を重ねていた一九五五年度運動方針案の最終決定を行う。又この総会では、組合員全員の世論調査に基いて作成した越年資金も含む期末手当、組合員平均手取三万、八八六円の執行部要求案を検討し決定すれば翌廿二日会社に要求する

なお、この会社回答日を十一月一日とし、来春賃上げの前段闘争として全額獲得のため、今その態勢を固めている。

## 越年資金などを補正豫算に組め
### 自労
### ―月末に予算市會―

私達は　今まで予算が決められて後に、要求を出していたが、これでは間に合わない――。

ときあたかも、政府をはじめ、市においても補正予算の編成中であり、中央執行委員会としては、今私たちが最も必要としている最低の要求を全部出して、これを予算化するよう市長に要求すると同時に、ぐわしい資料を出して議会に請願するようになつた。

この請願闘争は、自労のみでなく先生の組合や、市の組合にも呼びかけ、また大地評とも連繋して広汎に闘うよう準備を進めており、単に失対の全額国庫負担だけではなく、政府の交付金の大巾増額の闘いに発展させることによつてのみ解決出来るものであり先づ味方の陣営の話し合いを深めて意志を統一する運動を展開し様としている

中執で決定された当面の要求は、

①月二十五日就労
②二級地の早期実現
③健康診断の実施
④託児所設置並に完備
⑤ゴミ取料の撤廃
⑥庶民住宅の早急な建設
⑦新入学児童、進学児童の教科書と、新入学児童の学童服の無料支給
⑧民主診療所の設置
⑨生活扶助者の前借の無条件貸出し
⑩産前、産後の生活保障

以上十項目である。

さらに十日の中央代議員会では、

一、越年資金十五日分（三、七五〇円）
一、有給休暇七日間
一、地下足袋二足

以上の三項目を決め　直ちに市長に要求した。

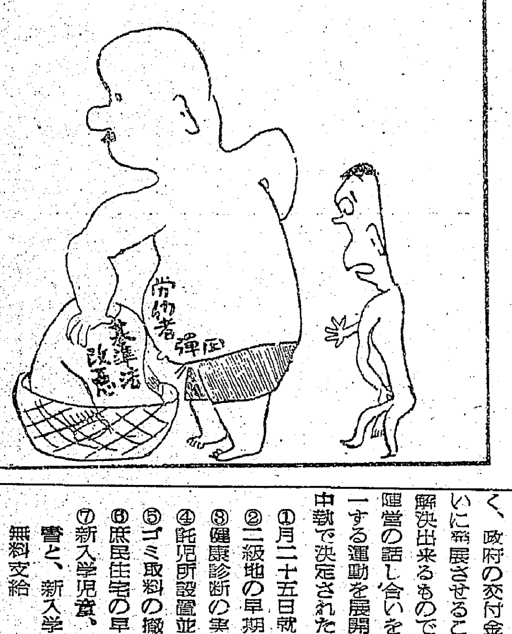

基準法改悪反対
労働者
弾圧
基準法改悪

## 期末手當三萬三千圓
### 越年資金 基準内50%手取
### ＝東壓労組秋期闘争終る＝

期末手当平均手取三万九千七百円、越年資金基準内の五〇%手取、地域給、その他雑件も含めて闘つて来ましたが、東圧としては初めての戦術である部分ストの実力行使通告に、会社の心胆を寒からしめ遂に会社のぎり〱の回答であると云つて出した期末手当三万円、越年資金四〇%手取をくつがえして、スト直前の十七日午前十二時期末手当三万三千円、最も困難視されていた越年資金五〇%を獲得して、秋季闘争も雑件の一部を残して妥結する事になつた。尚雑件処理上闘争態勢は解除されない。これらの成果も一重に大地評及び化学三社の絶大なる、御支援、御協力のたまものであると厚く感謝致します。

九月二十一日一週間に亘る中央委員会により決定致しました期末手当、越年資金、地域給の解決を主要求に、雑件（作業服の支給、退職金の年金払の方法及び利子引上げ）の要求を出し、九月四日第一回々答に接しましたが、会社はぎりぎりの線で今迄の小出し戦法をやめて、誠意ある回答をしたといつて期末手当三万円、地域給の率その減じ方だけを認めて外は拒否して来ました。この回答に対し、組合員の憤りは大きく七、八の両日のスト権確立投票は全東圧の八五%、投票数の九五%という投票者の全員に近い賛成でスト権を確立し、闘争本部はこの組合員の盛り上りをバックに交渉を重ねましたが、会社は再考の色もなく、十二日団交は決裂致しました。この中央情勢を聞いた組合員の憤まんは怒りと変り、部分ストをやれという動きは職場のすみ〱にみなぎり、実力行使止むなしという組合の決意は会社をゆさぶり、十六日夜会社の団交申入れから第二次回答三万一千九百円を出さしめた。しかし組合の意志が意外に強いのに驚き、翌十七日早朝より第三次、第四次と続けて回答し、強硬に拒否していた、期末手当の一律、越年資金のパーセントアップを認める会社回答をスト直前十二時に出して来た。

組合としては情勢判断の結果、妥結するべきであるという結論を打出し此処でスト中止指令を出すと共に会社に妥結の意志を表明し、ここに秋季闘争は雑件の一部を除いては解決した。

## 大会で額決定
### 三煉

団体交渉委任権の獲得を中心に、労協闘争を行つている三煉労組（組合員二、〇四九名）では、更に期末手当闘争に起ち上るべく、準備を進めていたが、上部団体である全鉱、三金連本部から、この程部案が示されてきたので、去る十七日午後二時から同所講堂において臨時大会を開催、活発な論議の後、それぞれの議案の決定を行つた。当日とくに論議の焦点となつたのは期末手当並びに一時金であるが、これについては、十四日の委員会で決定された期末手当（前期獲得額一六、三〇〇円）の結論を否決、期末手当は一九、三〇〇円、一時金は五、〇〇〇円要求することに決定した。

なお、最終的な額決定は、二十日から開催される三金連大会でおこなう。

## 退職金だけは十分よこせ！
### 電化

九月二十七日、会社は停年制現行六十才を五十五才に切り下げ、減員については新規採用する。退職金は規定の四〇%増および基準月収九カ月分支給を提案、全電化労運は直ちに対策を立て各級機関にはかり、退職条件を要求通り出せば五十五才の新措置を認める態度で、一切の権限を最高決議機関である全電化大会に託し本件をすゝめている。退職金の要求額は規定退職金の六〇%増基準月収十二カ月分、功労金一律十万円を要求十月十日より行われた協議会では会社は労運が一番苦慮している点は低額者にあるようだから、その点を考慮し基準月収十二カ月分支給を回答、次回交渉は二十日より二日間が予定されている。

三十七年勤続のMさんは最高額であるが二一九万円（二五六万円）三十一年勤続のGさん、Yさん、Sさんはそれぞれ一三六万円（一六二万円）、一四〇万円（一六六万円）一六二万円（一九九万円）…会社案と（ ）内は組合案

十五年勤続のTさん、Mさんは、五三万円（六八万円）、五一万円（六五万円）

勤続九年のAさん、Nさんは最低者で三〇万円（四二万円）

## 赤字を楯に昇給拒否
### ＝地公労＝

土屋知事は選挙のとき、政府から交付税をとつて来て県民えのサービスをよくし職員の給与をあげると公約していた。しかし県民の生活を向上させるための施策は全く行われず、かえつて定期昇給をのばし諸給与を引下げ、機構改革によつて県民えのサービスを低下させようとしている。

県の人事委員会（憲法で保障された争議権を剝奪された公務員の給与や手当その他の権利を不当におさえられないために設置された）は、国家公務員と二十六都道府県で昇給が実施されていることゝ、給料が民間の水準より約二割低いことを指摘して、定期昇給を実施するよう勧告した。

この勧告はいゝかえれば県民の与論であり、知事はこれを実施する義務と責任を負つているにもかかわらず、十一億の赤字があるということで勧告を拒否した。しかし昨年度の実績や政府からの負担金及び交付金の引上げ（二五%）の中で計上されていない収入が相当あり、支出の方は必要以上に計上しているところから、知事のいう財政難は地方公務員の給与をおさえるためのであることははつきりしている。

さらに経費の節減、サービス向上などもつともらしい理由をつけて県庁機構を改革しようとしているが　①サービス機関である事務所の数が少くなること　②職員が仕事で現場や役場に行くのに旅費がかさむこと　④そのため仕事がやりにくゝなり県民や市町村に多くの負担がかゝると共にサービスが低下する、などゴマ化しであることは明らかである。しかも知事はこれらの立案を秘密のうちに行つて十月県会前に一方的に強行しようとしている。

これに対し福岡県職、福教組、高教組は三者共闘を組んで県民えの宣伝をつめよると共に、今までかつてなかつた実力による長期闘争の体制をかためている。

大牟田市教組ではこの闘いの一環として十八日早朝から二ニュースカーによる街頭宣伝、午後から二百名の銀輪デモなどの具体的行動にはいつた。

お買いものは　ゼヒ　革新商店連盟の加盟店で

京呉服と
純毛服地の
御用命は………
坪井呉服店へ
◇
三川町五丁目
電話六〇七〇番

東京セイコー舍修業
津田時計店
三川町二丁目友楽館となり
電話六〇八六

洋品専門店
◈◈ チケット大歓迎 ◈◈
古き伝統と信用を誇る皆様の店
キリンヤ洋品店
三川町四丁目 バス停前
TEL 6388

〈品質本位〉
洋雑品貨の店
各種メリヤスシャツ・紳士ズボン
幼児服・セーター・各種オーバー
靴下・ネクタイ・バンド・雨傘
伊勢乃屋洋品店
三川町二丁目
TEL 5630

全日本製靴技術競技会受賞
ワシントン製靴店
◇ 靴註文及び修理は
御一報次第参上します ◇
大牟田市三川町五丁目六ツ角
電話 6236 番

服地と毛糸
ゑみや洋装店
三川町六ツ角
電話六二五八番